

私設保育施設指導監督要綱

第1 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、私設保育施設の設置及び運営に関する事項及び県の指導監督手順について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私設保育施設 神奈川県(指定都市及び中核市は除く。)に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第17条第1項の認可を受けていないもの(法第58条又は認定こども園法第22条第1項の規定により認可を取り消されたものを含む。)をいう。

(2) 届出保育施設 法第59条の2の規定により、知事への届出が義務づけられた私設保育施設をいう。

(3) 設置者 私設保育施設を設置している者をいう。

(4) 設置予定者 私設保育施設を設置しようとする者をいう。

(指導監督の方法及び基準)

第3条 この要綱に基づく指導監督は、別に定める私設保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)により行うことを原則とする。ただし、知事が特に認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

第2 届出等

(私設保育施設の把握)

第4条 知事は、市町村長と協力して、私設保育施設の速やかな把握に努める。

(事前指導)

第5条 知事は、市町村長と協力して、設置予定者に対して、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等について説明し、法その他の関係法令及びこの要綱に基づく指導監督の遵守を求めるとともに、届出保育施設に該当する場合は、法に定める届出を行うよう指導する。

(施設設置届)

第6条 届出保育施設の設置者又は設置予定者は、法第59条の2第1項の規定により、次の各号に掲げる書類を添付して、事業開始後1か月以内に、私設保育施設設置届(第1号様式)正副各1通を知事に提出する。

(1) 施設の設備の構造及び面積がわかる図面(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は提出を要しない)

(2) 保険契約書の写し

(3) 保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の届出を行った施設の設置者は、当該施設が法施行規則第49条の2に規定する届出対象外施設となったときは、その旨が確認できる書類を知事に提出する。

(変更届等)

第7条 届出保育施設の設置者は、前条により届け出た事項のうち、法施行規則第49条の4に定める事項及びその他知事が必要と認めた事項について変更を生じたときは、変更の日から1月以内に私設保育施設変更届(第2号様式)正副各1通を知事に提出する。この場合において、建物その他の設備の規模及び構造を変更したときは、前条第1項第1号の図面を添付する。

2 届出保育施設の設置者は、当該保育事業を休止若しくは廃止するときは、休止又は廃止した日から1か月以内に私設保育施設休止・廃止届(第3号様式)正副各1通を知事に提出する。

3 前項の規定により、施設休止届を提出した者が、業務を再開したときは、1月以内に前条に定める私設保育施設設置届を知事に提出する。

(届出懈怠施設及び虚偽の届出をした施設への措置)

第8条 知事は、届出保育施設であるが、開設後1月を経過後も届出を行っていない施設を把握した場合には、当該施設の設置者に対し文書により期限を付して届出を行うよう求める。また、届け出た事項が虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

第3 報告

(定期報告)

第9条 設置者は、毎年4月1日現在の私設保育施設の運営状況について、私設保育施設運営状況報告(第4号様式)正副各1通により4月末日までに知事に報告する。ただし、新規に開設した施設については、事業開始の日から1月以内に知事に報告する。

2 設置者は、毎年10月1日現在の入所児童及び保育従事者の状況について、私設保育施設入所児童等報告(第5号様式)正副各1通により10月末日までに知事に報告する。

(臨時報告)

第10条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度すみやかに知事に報告する。

(1) 施設の管理下において、児童の死亡、重傷事故、食中毒等の重大な事故が発生した場合(第6号様式)

(2) 24時間かつ週のうち概ね5日以上入所している児童がいる場合(第7号様式)

(3) 前2項のほか知事が児童の処遇上の観点から必要と認め、報告を求めた場合

2 知事は前項の報告を受理したときは、当該報告に係る事項を速やかに当該施設の所在地の市町村長に通知する。

第4 立入調査

(立入調査の実施)

第11条 知事は、年度ごとに実施計画を定め、その職員をして定期的に私設保育施設又はその

事務所に立ち入り、その設備又は運営について、指導監督基準に基づき、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。ただし、前年の立入調査において適正な運営がされており、指導監督基準を満たしていた施設については、立入調査に代えて書面による調査を行うことができる。

2 前項の実施計画にかかわらず、知事は、年度途中で新規に把握した施設については、速やかに立入調査を行う。

3 前2項に規定する場合のほか、知事は児童の処遇上の観点から必要があると認めるときは、その職員をして随時私設保育施設又はその事務所に対する立入調査（以下「特別立入調査」という。）を行わせることができる。

（調査担当職員等）

第12条 立入調査は、原則として県職員と当該施設の所在する市町村職員により行うが、必要に応じて、関係機関の職員、児童福祉司、保健師、看護師等の専門的知識を有する者を加えて調査を行う。

（実施手順）

第13条 立入調査は、設置者又は管理者に対して、期日を事前通知したうえで行うものとする。ただし、特別立入調査について、この限りでない。

2 立入調査は、設置者又は管理者の立会いのもとで行い、必要に応じて、保育従事者その他当該施設の職員、施設を利用する児童の保護者等からも事情を聴取する。

3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、必要に応じて、立入調査に代えて事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法による集団指導を行うことができる。

（口頭の助言、指導等）

第14条 調査担当職員は、施設の設備又は運営に関して必要と認められる事項について、立入調査の際に口頭で助言、指導等を行う。

（結果通知）

第15条 知事は、立入調査の結果について、文書により当該施設の設置者又は管理者に通知する。

（改善指導）

第16条 知事は、立入調査の結果、施設の設備又は運営の状況が別に定める文書指摘事項、口頭指摘事項のいずれかに該当する場合には、前条の結果通知において改善すべき事項を通知し、期限を付して文書による改善報告又は改善計画の提出を求める。

2 知事は、前項の報告又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じて、その職員をして設置者又は管理者に対する聴き取りや施設又は事務所に対する立入調査を行わせる。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様とする。

第5 改善勧告

（改善勧告の対象）

第17条 知事は、前条の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無いことを確認した場合には、改善勧告を行う。

2 前項の場合において、知事は、当該施設の所在地の市町村長に対し、勧告の内容を速やかに通知する。

(改善勧告の手順)

第 18 条 知事は改善勧告の内容を文書により私設保育施設の設置者又は管理者に通知し、回答期限を付して文書で報告を求める。

2 前項の場合において、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限を付して移転を勧告する。

3 知事は改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

(公表)

第 19 条 知事は、回答期限を過ぎても改善勧告に係る事項の改善が行われていないことを確認した場合には、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び勧告の内容等について公表する。

2 知事は、当該施設の所在地の市町村長に対して、前項の内容を通知するとともに、公表の実施について協力を依頼する。

(利用者への周知)

第 20 条 知事は、前条の公表を行ったときは、当該施設の所在地の市町村長と協力して、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対する周知に努めるとともに、必要があると認めるときは、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる。

第 6 事業停止命令及び施設閉鎖命令

(事業停止命令の対象)

第 21 条 知事は、改善勧告にもかかわらず改善されていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつこれを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、設置者に対して事業の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の場合において、当該施設の運営又は設備の状況が改善されたことを確認したときは、設置者からの申し出に基づき、前項の命令を解除することができる。

(施設閉鎖命令の対象)

第 22 条 知事は、設置者が前条の事業停止命令に従わない場合又は事業停止による改善が期待されずに当該施設の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、設置者に対して施設の閉鎖を命ずることができる。

(入所児童に対する措置等)

第 23 条 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて当該施設の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

(事業停止命令及び施設閉鎖命令の手順)

第 24 条 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合には、行政手続法（平

成5年法律第88号)第13条に基づき、当該施設の設置者又は管理者について意見陳述のための手続きを執る。

2 知事は、前項の手続の終了後、速やかに、当該施設の事業の停止又は施設の閉鎖について、児童福祉審議会の意見を聴く。

3 知事は、前項の児童福祉審議会の意見聴取の後、命令の原因となる事実が改善されていないことを確認したうえで、当該施設の設置者又は管理者に対し、書面により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(対象施設の公表)

第25条 知事は事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び命令の内容等について公表する。

2 前項の場合において、知事は施設の所在地の市町村長に対し、前項の内容を通知するとともに、公表の実施について協力を依頼する。

第7 緊急時の対応

(緊急時の改善勧告)

第26条 知事は、児童の福祉を確保するため、次のいずれかに該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、第4及び第5の規定によらずに改善勧告を行うことができる。

(1) 児童数に対する保育従事者が著しく不足している場合

(2) 保育に従事する者の中に有資格者がいない場合

(3) 保育室の面積が著しく指導監督基準を下回る場合

(4) 非常災害に必要な設備がない場合

(5) その他児童の福祉のために特に必要があると認められる場合

2 前項の場合において、知事は当該勧告を行った後、児童福祉審議会に報告する。

(緊急時の事業停止又は施設閉鎖命令)

第27条 知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため、次のいずれかの該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、行政手続法第13条に基づく意見陳述の手続又は児童福祉審議会の意見陳述の手続を経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

(1) 施設の保育内容や保育環境が著しく指導監督基準を下回り、改善の見込みがない場合

(2) 施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故が発生している場合

(3) 施設の設置者、管理者等が、当該施設において保育を受ける児童に虐待を加え、危害を及ぼしている場合

(4) 前各号のほか、公益上又は児童の生命若しくは身体の安全を確保するため緊急を要すると認められる場合

2 前項の場合において、知事は当該命令を発した後、速やかに児童福祉審議会に報告する。

第8 情報提供

(市町村等に対する情報提供)

第28条 知事は、立入調査の結果や改善指導を行った後の当該施設の状況等について、必要に応じて市町村その他の関係機関に対して情報の提供を行う。

(県の情報提供)

第 29 条 県は、県の所管する届出保育施設に関して、次の各号に掲げる事項をとりまとめ、市町村と協力して情報の提供を行う。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 電話番号
- (4) 設置者の氏名
- (5) 管理者の氏名
- (6) 建物その他の設備の規模及び構造
- (7) 事業開始年月日
- (8) 開所時間
- (9) 入所定員
- (10) サービス内容
- (11) 職員配置の状況
- (12) 保険加入状況
- (13) 指導監督の状況
- (14) その他知事が必要と認めた事項

第 9 雑則

(書類の経由)

第 30 条 第 6 条及び第 7 条に定める届出並びに第 9 条に定める報告は、事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 41 号）第 3 条に基づき、当該施設の所在地の市町村長を経由して行う。

2 市町村長は、前項の届出若しくは報告を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、副本を市町村長の控えとして受理し、正本を知事に提出する。

3 法第 59 条の 2 第 3 項及び法第 59 条の 5 第 2 項に定める市町村長への通知は、前項の副本の受理をもってこれに代えるものとする。

(市町村及び専門機関との連携)

第 31 条 知事は、この要綱に基づく指導監督事務の遂行に当たっては、必要に応じて市町村や専門機関に連携又は協力を求める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に私設保育施設を設置している者は、この要綱の施行の日から起算して 1 月以内に、第 6 条の規定により知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧様式で提出された第 2 号様式については、当分の間、新様式として読み替える。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 9 日から施行する。

2 私設保育施設のうち子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものについては、当分の間、第 11 条に規定する立入調査に代えて内閣府が定める企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき実施する企業主導型保育助成事業の実施機関が行った指導・監査の結果による調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。